【嘉手納町】「幼児教育・保育の無償化」について

～確認しよう！「幼児教育・保育の無償化」の対象確認フローチャート～

子育て世代を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元年１０月より「幼児教育・保育の無償化」が実施されることになりました。

幼児教育・保育の無償化は、各家庭の保育の状況等によって対象範囲が異なります。下記の「無償化の対象確認フローチャート」を参考に、その対象範囲および必要な手続等についてご確認ください。

※無償化の対象は「保育料」となります。給食費等は対象外のため、予めご了承ください。

対象確認スタート！

（対象：保護者全員）
保育を必要とする下記の事由に当てはまりますか？

- 就労（月６４時間以上）
- 就学、職業訓練（月６４時間以上）
- 求職活動（最長３ヶ月）
- 妊娠、出産（産前３ヵ月、産後２ヵ月）
- 疾病、障害
- 同居親族の看護、介護　　など

いいえ

●現在通っている施設は？

新制度に移行していない私立幼稚園 → 【 満３歳 ～ ５歳児 】 **教育部分の保育料（利用料）が月額２５，７００円まで無償！** → **新１号認定の申請が必要！**（下記「●申請に必要な手続きについて」を確認）

【1 号認定あり】
認定こども園／
新制度に移行した公立・私立幼稚園 → 【 満３歳 ～ ５歳児 】 **教育部分の保育料（利用料）が無償！** → 現時点で新たな申請手続きの必要はなし！
※保育必要事由に該当することとなった場合は速やかに申請手続きを行ってください。

上記以外の場合
※保育を必要とする事由に当てはまらない世帯（専業主婦等）で認可外保育施設等を利用している場合　など → 無償化の対象とはなりません → 現時点で新たな申請手続きの必要はなし！
※保育必要事由に該当することとなった場合は速やかに申請手続きを行ってください。

はい

●現在通っている施設や利用しているサービス（事業）は？

【2・3 号認定あり：保育の必要性がある方】
公立保育所／認可保育所／地域型（小規模・事業所内）保育施設／認定こども園 →
●対象年度の 4/1 時点のクラス年齢が
【 ３ ～ ５ 歳児クラス 】→ **保育料（利用料）が無償！**
【 ０ ～ ２ 歳児クラス 】
→（住民税非課税世帯のみ）**保育料（利用料）が無償！**
→ 新たな申請手続きは不要！

認可外保育施設（届出している施設）／一時預かり事業／病児保育事業／ファミリーサポートセンター事業
※企業主導型保育施設ご利用の場合の無償化については、直接その施設にお問い合わせください。 →
●対象年度の 4/1 時点のクラス年齢が
【 ３ ～ ５ 歳児クラス 】
→ **利用料が３７，０００円（月額合計）まで無償！**
【 ０ ～ ２ 歳児クラス 】（住民税非課税世帯のみ）
→ **利用料が４２，０００円（月額合計）まで無償！**
→ 現在２号または３号認定を受けている方（認可保育所等の入所申込を行い待機登録となっている方）は、新たな申請手続きは不要！
（後日無償化対象となる旨の「認定通知」を郵送）

新制度に移行していない私立幼稚園 → 【 満３歳 ～ ５歳児 】 **教育部分の保育料（利用料）が月額２５，７００円まで無償！**

さらに「預かり保育」を利用した場合は・・・
【 ３ ～ ５ 歳児クラス 】（対象年度の 4/1 時点）
→ **預かり保育料が１１，３００円（月額）まで無償！**
【 満３歳児 】（住民税非課税世帯のみ）
→ **預かり保育料が１６，３００円（月額）まで無償！**
※利用日数に応じて月額の上限額は変動

【1 号認定あり】
認定こども園／
新制度に移行した公立・私立幼稚園 → 【 満３歳 ～ ５歳児 】 **教育部分の保育料（利用料）が無償！** →

上記以外の方は
新２、３号認定の申請が新たに必要！
（下記「●申請に必要な手続きについて」を確認）

上記以外の場合
※認可保育所等の入所申込を行っているが、待機となり家庭保育を行っている場合　など → 無償化の対象とはなりません →

●申請に必要な手続きについて

現在、嘉手納町内在住の方の申請手続きについては、右記のとおりとなっています。

嘉手納町外在住の方については、お住いの市町村にお問い合わせください。
（お住いの市町村での申請手続きが必要となります。）

【問い合わせ先】　嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係
TEL：956-1111（内線 123・272・275）

嘉手納町内の公立幼稚園、認可外保育施設、認定こども園を利用されている方 → 現在通われている施設を通じて書類配布、提出（回収）

嘉手納町外の私立幼稚園、認可外保育施設、認定こども園を利用されている方
保育施設は利用せず、一時預かり事業、病児保育事業やファミリーサポートセンター事業のみを利用されている方
→ 町役場 子ども家庭課にて書類配布、申請受付
※書類に関しては町ＨＰにも掲載